

都市計画法第34条の2第1項及び同法第43条第3項の 協議成立基準について

平成19年11月30日制定

都市計画法第34条の2第1項の規定による開発行為の協議及び法第43条第3項の規定による建築物の建築等の協議の成立基準は、以下のとおりとする。

1 法第34条の2第1項の規定による開発行為の協議について

- (1) 市街化調整区域に係る開発行為については、当該協議に係る開発行為及びその協議の手続きが法第33条に定める要件に該当するほか、法第34条各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ただし、法第34条第14号に該当すると認められる場合は、山形県開発審査会提案基準で規定する項目のいずれかに該当するものとするが、開発審査会の議を経ることは要しない。

- (2) 上記1(1)以外の区域に係る開発行為については、当該協議に係る開発行為が法第33条に掲げる基準に適合していると認められるもの。

2 法第43条第3項の規定による建築物の建築等の協議について

政令第36条の基準に該当するもの。

ただし、政令第36条第1項第3号ホに該当すると認められる場合は、山形県開発審査会提案基準で規定する項目のいずれかに該当するものとするが、開発審査会の議を経ることは要しない。